

境界立会い

図面を基に現地で行う



澤田 道孝 議員
(佐和の会)

町道などの町有地と民有地の、境界立会いと境界認定。

問 町民から境界認定の申し出があった場合の手続き。

答 申請時に、境界査定図を確認し、現地で地権者等と立会いを行う。

また立会者全員の同意を得て、境界認定を行う。

問 町に立会いの申し出があった場合、拒否をすることがあるか。過去に立会い拒否をした例はないか。

答 立会いの拒否をすることははない。

問 町は境界線の合意が得られない場合、根拠を主張することはなかったか。

答 境界の認定をせずに、時効取得を主張したことがあるが、内部協議により取下げた。

その後、地権者等と再度立会い、境界の認定をした。

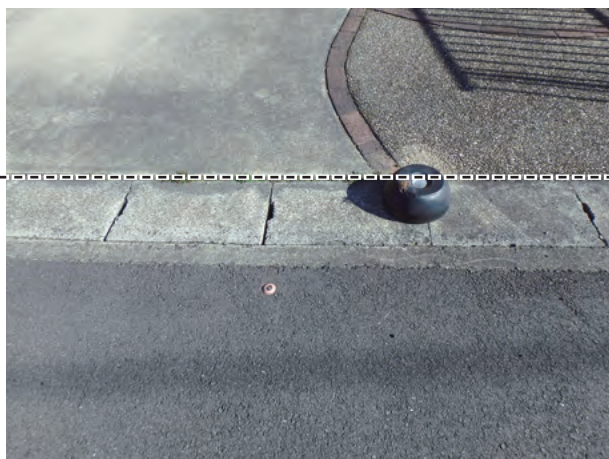
時効取得

ない

問 町有地と民有地の所有権。

問 町が時効を理由に私有地を取得した事例。国や自治体が個人の土地を時効取得した事例はあるか。

町は、私有地を時効取得した事例はない。国や広島市においては、土地の所有権を時効取得した事例がある。



町有地と民有地の境界

弁護士費用合計

5年で703万6千円

本町の弁護士顧問料、調停および裁判費用にかかる弁護士費用。

問 石川前町長の任期中は、弁護士にかかる費用は一切なかったと聞く。竹内町長になってから、過去5年間の弁護士費用総額。

答 弁護士顧問料は平成23年から27年までで21万2千4百円。訴訟に関する費用は、平成23年から27年までで491万2867円である。

その他の質問項目

・本町に提出された請求書の取り扱い